

西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程

制定 平成22年4月16日 告示第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、市内に存する住宅に対して行う簡易耐震診断推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 戸建住宅 一敷地に独立して建築された一戸の住宅をいう。
- (3) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、複数の住宅世帯が使用する共有部分を有するものをいう。
- (4) 長屋住宅 壁を接し、又は共有して複数の住戸を並べて建築された一棟の住宅をいう。
- (5) 耐震診断技術者 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが受講証明した簡易耐震診断員で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所に所属するものをいう。ただし、同法第3条から第3条の3までに規定する建築物にあっては、当該各条に規定される建築士とする。
- (6) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者又は第49条に規定する理事をいう。

(対象住宅)

第3条 この事業の対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたこと（建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった場合を含む。）。
- (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されていること。
- (3) 次に掲げる工法以外の方法により建築されたこと。
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条に規定する認定工法

(4) 建築基準法に適合していること（市長が特に必要と認める場合を除く。）。

(5) 市が過去に実施した耐震診断事業の適用を受けていないこと。

（申込手続）

第4条 住宅の所有者又は管理者等（以下「申込者」という。）は、兵庫県が定める簡易耐震診断員を擁する兵庫県に登録する建築士事務所名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（様式第1号の1から様式1号の3。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 申込者が管理者等である場合にあっては、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書

(2) 住宅が長屋住宅である場合にあっては、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書

(3) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断の実施決定等）

第5条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施要件不適合通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該決定通知書の内容を変更することができる。

（経費及び申込者の費用負担）

第6条 この事業に係る診断経費及び申込者負担金は別表に定めるとおりとし、診断経費から申込者負担金を控除した残額は市が負担するものとする。

2 申込者は、耐震診断技術者が現地において耐震診断を行ったときは、前項に定める申込者負担金を市に納付するものとする。

（耐震診断の着手）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により耐震診断の実施を決定したときは、速やかに耐震診断技術者に耐震診断を依頼するものとする。

（耐震診断の取りやめ）

第8条 申込者は、耐震診断の実施決定を受けた場合において、事情

により耐震診断を取りやめるときは、決定通知書の送付を受けた日の翌日から15日以内に簡易耐震診断実施決定辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 申込者が管理者等である場合にあつては、簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する証書
- (2) 住宅が長屋住宅である場合にあつては、簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の辞退届の提出があつたときは、申込書の提出及び耐震診断の実施決定はなかつたものとみなす。

（耐震診断の実施）

第9条 耐震診断技術者は、申込みのあつた住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、第6条に規定する申込者負担金の納付を確認したときは、診断結果を申込者に報告するものとする。

（実施決定の取消し）

第10条 市長は、申込者が次に該当すると認めるときは、耐震診断の実施決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みその他の不正の行為により耐震診断の実施決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施決定を取り消したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施決定取消通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

（守秘義務等）

第11条 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 耐震診断その他関連する業務を他に委託し、又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年1月16日告示第11号)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日告示第106号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第84号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第73号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月16日告示第11号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月20日告示第96号)

この告示は、令和3年5月1日から施行する

附 則 (令和6年3月29日告示第56号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

建物・構造種別		No	一棟当たり診断経費	申込者負担金	
戸建住宅	木造	1	31,500円	0円	
	非木造	2	63,500円	6,350円	
長屋住宅	木造	3	63,500円	6,350円	
	RC造	1棟目	4	217,000円	21,700円
		2棟目以降	5	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	6	114,000円	11,400円
		2棟目以降	7	79,500円	7,950円
共同住宅	木造	8	63,500円	6,350円	
	RC造	図面有り	9	217,000円	21,700円
		図面なし	10	321,000円	32,100円
		2棟目以降	11	155,000円	15,500円
	鉄骨造	1棟目	12	114,000円	11,400円
		2棟目以降	13	79,500円	7,950円

様式第1号の1（第4条関係）

年 月 日

簡易耐震診断申込書（戸建住宅）

西脇市長 様

申込者 住所
 氏名 印
 電話
 所有者 （申込者と同じ場合は記入不要）
 住所
 氏名 印

西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程に基づく耐震診断を受けたいので、次のとおり申し込めます。

建物所在地	〒			
現地立会予定者の連絡先	〒 電話番号			
耐震診断技術者住所・氏名・事務所名	〒 電話番号 FAX			
	設計事務所名			
	氏名		番号	
建築年月日	年 月 日 頃竣工			
建築確認	年 月 日 第 号・不明			
検査済証	年 月 日 第 号・不明			
住宅以外の用途	・あり（ ） ・なし			
規模・構造	構造：木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・不明・その他（ ）			
	地上 階、地下 階			
	建築面積 m ² 、延べ面積 m ² （うち、住宅以外の用途に係る面積）			
	住宅以外の用に供する面積 m ² 延べ面積に対する住宅以外の用に供する面積の割合 %			
図面の有無	有・無			
添付書類等	建物の建築時期のわかるもの、付近見取図			
備考				

（本欄には記入しないでください。）

受付番号欄	内容確認欄	負担金確認欄	報告受理欄	

様式第1号の2（第4条関係）

年 月 日

簡易耐震診断申込書（共同住宅）

西脇市長 様

申込者 住所
氏名 印
電話

西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程に基づく耐震診断を受けたいので、次のとおり申し込めます。

建物名称及び戸数	ワガナ		棟・戸	
建物所在地	〒			
団体名 (管理組合等)	ワガナ		管理者	
			(理事長等)	
現地立会予定者の連絡先	〒 電話番号			
耐震診断技術者住所・氏名・事務所名	〒 電話番号 FAX			
	設計事務所名			
	氏名		番号	
建築年月日	年 月 頃竣工			
建築確認	年 月 日 第 号・不明			
検査済証	年 月 日 第 号・不明			
共同住宅以外の用途	・あり () ・なし			
規模・構造	構造：木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・不明・その他 ()			
	地上 階、地下 階			
	ピロティの有無：有・無			
	建築面積 m ² 、延べ面積 m ² (うち、住宅以外の用途に係る面積) 住宅以外の用に供する面積 m ² 延べ面積に対する住宅以外の用に供する面積の割合 %			
設計図書	1. 意匠設計図 有・無・一部有 2. 構造設計図 有・無・一部有 3. 構造計算書 有・無・一部有			
添付書類等	・簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書 ・建物の建築時期のわかるもの、付近見取図			
備考				

(本欄には記入しないでください。)

受付番号欄	内容確認欄	負担金確認欄	報告受理欄	

様式第1号の3（第4条関係）

年 月 日

簡易耐震診断申込書（長屋住宅）

西脇市長 様

申込者 住所
氏名 印
電話

西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程に基づく耐震診断を受けたいので、次のとおり申し込めます。

建 物 所 在 地	〒			
現 地 立 会 予 定 者 の 連 絡 先	〒 電話番号			
耐 震 診 断 技 術 者 住 所 ・ 氏 名 ・ 事 務 所 名	〒		FAX	
	電話番号		FAX	
	設計事務所名			
	氏 名		番 号	
建 築 年 月 日	年 月 頃竣工			
建 築 確 認	年 月 日 第 号・不明			
検 査 済 証	年 月 日 第 号・不明			
住 宅 以 外 の 用 途	・あり（ ） ・なし			
規 模 ・ 構 造	構造：木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・不明・その他（ ）			
	地上 階、地下 階			
	建築面積 m ² 、延べ面積 m ²			
	（うち、住宅以外の用途に係る面積） 住宅以外の用に供する面積 m ² 延べ面積に対する住宅以外の用に供する面積の割合 %			
図 面 の 有 無	有・無			
添 付 書 類 等	・簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書 ・建物の建築時期のわかるもの、付近見取図			
備 考				

（本欄には記入しないでください。）

受付番号欄	内容確認欄	負担金確認欄	報告受理欄	

簡易耐震診断実施決定通知書

様

西脇市長

印

先に申込みのあった次の住宅について、次のとおり耐震診断の実施を決定し通知します。

受付年月日		受付番号	
建物所在地			
所有者又は申込者 又は建物名称			
耐震診断技術者住 所・氏名・事務所名	設計事務所名		
	氏名		番号
申込者負担金	円		
条件等			

連絡先：〒677-8511

兵庫県西脇市下戸田128番地の1

建設水道部都市住宅課

電話番号 0795-22-3111

- (注1) 指定した耐震診断技術者を擁する建築士事務所から、調査日等の連絡をいたしますので、日程の調整にご協力お願いいたします。
- (注2) 申込者負担金については、耐震診断技術者の調査完了後、報告書が整理され次第、当課より納付書を送付いたしますので、ご入金お願いいたします。
- (注3) 当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、取り下げをすることができます。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

簡易耐震診断実施要件不適合通知書

様

西脇市長

印

申込みのあった次の住宅については耐震診断実施要件に不適合なため、耐震診断を実施しないので通知します。

受付年月日		受付番号	
建物所在地			
所有者又は申込者 又は建物名称			
不適合理由			

連絡先：〒677-8511

兵庫県西脇市下戸田128番地の1

建設水道部都市住宅課

電話番号 0795-22-3111

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

簡易耐震診断実施決定辞退届（共同住宅）

西脇市長 様

届出者 住所
氏名
電話

印

西脇市簡易耐震診断推進事業実施規程第8条の規定に基づき、 年 月 日付けで簡易耐震診断実施決定のあった下記の建築物について、耐震診断を取りやめますので耐震診断技術者の派遣を辞退します。

受付年月日		受付番号	
建物名称			
建物所在地			
取り止める理由			

簡易耐震診断実施決定取消通知書

様

西脇市長

印

申込みのあった次の住宅について、簡易耐震診断実施決定通知を取り消します。

受付年月日		受付番号	
建物所在地			
所有者又は申込者 又は建物名称			
耐震診断技術者住 所・氏名・事務所名	設計事務所名		
	氏名	番号	
取消理由			

連絡先：〒677-8511

兵庫県西脇市下戸田 128 番地の 1

建設水道部都市住宅課

電話番号 0795-22-3111

(注1) 当該通知書を受けた日の翌日から15日以内に、不服申し立てすることができる。

(注2) 申込者負担金については、耐震診断技術者の調査完了後においては、返金いたしません。